

令和元年5月定例農業委員会 会議録

令和元年5月10日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 非農地証明願について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

おはようございます。定刻となりましたので、令和元年5月定例農業委員会を開催させていただきます。

まず、事務局長よりご挨拶申し上げます。

・局長

皆さん、改めまして、おはようございます。令和元年最初の定例農業委員会ということで、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

4月ですが、事務局の人事異動に伴い歓送迎会を開催していただき、なおかつ多数の農業委員さん、推進委員さんにご出席いただきまして、ありがとうございます。事務局、私も含めてですが、お1人お1人のお名前と顔というのがまだまだ一致しておりません。これからも少しずつ覚えていきたいと思うんですが、失礼等があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今日の議題にあがることですが、ゴールデンウィークの期間中となりましたが、皆さん方に本当にご尽力いただいたと察します。本当にありがとうございます。

・事務局

なお、資料のご確認をお願いいたします。お手元に本日の会議次第、それと議案書、それと議案の位置図、3種類ございますでしょうか。よろしいですか。

では、冒頭で申しわけないんですが、次第をご覧いただけますでしょうか。次第の4番、報告事項とありますが、本日はこれがなしになりますので、上の議案7件のみとなります。訂正をお願いいたします。

なお、本会議の議長は橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により当委員会の会長が兼務するとなっておりますので、会長からご挨拶をいただいた後、引き続き会議を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

・土井会長

皆さん、おはようございます。天皇陛下の生前退位ということで、御代替わりによりまして、第126代目の新天皇の誕生によ

り、元号が改まりまして令和というふうになり、本格的に令和元年がスタートしたというところでございます。

これに伴いまして10連休ということになったんですが、それも終わりました。この1週間の間というのはほんまに令和一色というような感じでございましたが、農家さんにとってはこの時期は農繁期であって、大変忙しい中での定例の農業委員会でございます。出席を賜りまして大変ありがたく、御礼を申し上げます。

平成31年間というのは、農業者の減少や高齢化、後継者の不足が急激に進みまして、中でも大規模化に適した地域では一定の効果なり進展があったようでございますが、それが困難な、当地方も含むと思うんですが、そういうところの中山間とか、あるいは条件不利な地域では、家族経営などの小規模の農家でもって地域の農業を守っているというのが現状であろうかなというふうに思っておるところでございます。皆様方に大変ご苦労いただいている農地利用状況調査の結果を見ましても、年々耕作放棄地が増大してございまして、歯どめがかからないような状況であります。

本日の新聞によりますと、和歌山県の人口は92万8,000人となり過去最低の人口になったということで、この現状を踏まえながら、守っていくべき優良農地の利活用を多様な経営で担い手が輝く農業の政策あるいは工夫が求められていると思います。

本日の案件につきましても、集積事業や中間管理事業等々もございまして、加えて転用案件もありますが、ひとつよろしくご審議をお願いいたします。

・議 長

それでは、令和元年5月の定例の農業委員会を開始いたします。本日の出席委員について、事務局より報告願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名中11名全員の参加でございます。以上でございます。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会会議規則第7条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたして

おるということを宣言します。

また、橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定による議事録署名委員については、9番議席の岡本彰文委員、10番議席の池田恭子委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の議事は提出議案7件です。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請について。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について。

議案第4号は、非農地証明願について。

議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について。

議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)。

議案第7号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。まず、議案書の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番についてご説明いたします。申請地は橋本市恋野・・・、登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転となります。譲渡人が申請地を相続いたしました。が、遠方に居住しているため耕作することが難しいため、譲受人が耕作するために本申請に及びました。譲受人・・・氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧恋野村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響ありません。譲受人は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、運搬車1台を所有しており、農業従事者は1名、農業従事日数は農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町霜草・・・、申請地の住所は紀ノ光台・・・、登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は贈与に

よる所有権の移転となります。この申請におきまして、譲渡人と譲受人は夫婦で、当該農地を贈与するために本申請に及びました。譲受人の・・・氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人は、トラクター2台、草刈り機3台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、農業従事者は2名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。申請地は橋本市隅田町芋生・・・、登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は高齢で耕作することが難しいため譲受人との間で本申請に及びました。譲受人・・・氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人は、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しており、農業従事者は1名で農作業常時従事要件を満たしております。

整理番号4番についてご説明いたします。申請地は橋本市山田・・・、登記地目は田、現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は戦前より賃貸して耕作しておりましたが、このたび譲受人に売買するため本申請に及びました。譲受人・・・氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人は、耕運機1台、草刈り機2台、軽トラック1台、動力運搬車1台を所有しており、農業従事者は2名で、農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・大西（正）委員

恋野の案件1の大西です。今、事務局の方から説明していただいたとおりです。・・・さんという方が譲渡人ですけども、相続をされたようです。住んではる所も和泉市ということで遠地ということで、勤務もされているようで耕作は無理ということで、・・・さん、譲受人の方ですけど、・・・さんの親の代から別の所、真土といいましたか、の方の別の土地を耕作されていて、そういう話で、そういう関係から話がまとまったということです。農地の方も良好に管理されていまして、特に問題はありません。以上です。

・議 長

続きまして、案件の2。

・田中（一）委員

隅田の田中です。この・・・さんというのは夫婦であって、問題ないと思います。

3番目につきましては、・・・さんから・・・さんに譲るということなんですけど、これも事務局のとおり、問題ありません。

・議 長

案件4。

・ 委員

・・・さんは、真端にこの・・・があるということで、・・・さんから譲り受けるということで、今までも農業をしておりますので、・・・さんには問題がないということです。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明します。申請地は橋本市小原田・・・及び・・・、県立橋本体育館より西へ約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。申請者は高齢のため農地の維持管理が困難となってきたことから土地の有効活用を検討し、駐車場にすることで収益を得ようと申請に至りました。本計画によりますと、貸し駐車場10台分を整備いたします。雨水につきましては北側既設水路へ放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地はすべて宅地で、農地はありません。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図につきましては、4-2ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町大野・・・、場所は京奈和自動車道高野口インターチェンジより南へ・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。申請者は農業用トラックを駐車する場所を探しており、京奈和自動車道の高架下に位置し日当たりが悪く作付ができない状態である本土地を有効活用するため申請に至りました。計画によりますと、駐車場1台分を整備いたします。雨水につきましては隣接する道路側溝へ放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断さ

れます。事業に要する経費につきまして、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。位置図の方も4-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・、JR下兵庫駅より西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。申請者は遠方に居住しており、農地の維持管理を行うことが困難となっており、土地を有効活用するため本申請に至りました。今回の計画によりますと、太陽光パネルの設置場所として活用することとなり、パネルの枚数350枚、発電出力49.5kW、パワーコンディショナー5台となっております。この案件につきまして、発電出力が50kW未満であり、FIT法の認定も受けてはおります。雨水につきまして東側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費について、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号4番についてご説明いたします。位置図の方も4-4ページをお願いします。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・及び・・・、JR下兵庫駅より西に・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。先ほどの整理番号3番の申請地の北隣の土地となっております。本計画によりますと、太陽光パネルの設置場所となっております。申請者は同じく遠方に居住しており、農地の維持管理を行うことが困難なため太陽光パネルの設置場所として使用するために申請に至りました。整理番号4番につきましても、太陽光パネル350枚、発電出力49.5kW、パワーコンディショナー5台となっております。また、こちらの案件につきましても、発電出力が50kW未満で、FIT法の認定を受けております。雨水につきましては南側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接農地につきましてもは4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結

果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的も実現確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・木下委員

2番木下です。1番の案件なのですが、先ほど話ありましたように、・・・さんが高齢になりましたので、もう体力的にきついということで、地図見てもらったら、駐車場申請地のちょっと下に・・・という料理屋さんがあるんですが、そのところが駐車場を借りてくれるということの話がありましたので、今回こういう申請になりました。以上です。

・議 長

案件の2。

・池田会長職務代理

2番の案件です。10番の池田です。・・・さんの家の前の道が大変狭くて、駐車場を必要だということで、ちょうど京奈和の高架下に位置しまして、とても日当たりも悪く作付ももうずっとされてなかったみたいで、問題はないと思います。

・議 長

続いて、案件3と4と。

・田中（一）委員

7番の田中です。事務局の方から説明あった、そのとおりでございまして、近隣に及ぼす影響ということで、近所の方にいろいろとお話を聞いたところ、今のところ別に異状がないということでございます。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市胡麻生・・・、位置は県立橋本体育館より西へ・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。譲受人は市内在住の個人で建設業を営んでおり、譲受人が所有する土地に隣接している本件土地が大雨等の災害が起きた時に崩落してしまわないか心配となっており、所有者の方と交渉したところ、所有者の方が高齢等により農地の維持管理が困難となっており、また、所有者自身が本土地を工事することが難しいため、譲受人が土地を買い上げて工事を行うために申請に至りました。計画によりますと、災害対策の工事の後、隣接する資材置き場の駐車場として利用します。土砂等については、水路へ流れないように擁壁工事を行います。雨水については基本的には地中に自然浸透し、自然浸透しない分につきましては南側の水路へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆あり、この土地につきまして10名の共有名義となっておりますが、今回の譲渡人がその土地の代表者として

管理しておりますので、同意書はいただいております。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図につきましても5-2ページの方をご覧ください。申請地は橋本市清水・・・、位置は南海紀伊清水駅から西へ約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。譲受人は市内の認可地縁団体となります。だんじり祭りで使用するだんじりの保管ができる適地を探していたところ、広い道路に面しており交通量が少ない本土地を見つけ、所有者と交渉したところ、高齢で農地の維持管理が困難となっており、本農地を使用するために今回の申請に及びました。計画によりますと、だんじり小屋の建設予定となっております。雨水につきましては北側道路側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書及び紀ノ川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費は、・・・万円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。位置図も5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市恋野・・・、位置は恋野小学校から東北東へ約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。借り人は市内在住の個人です。このたび住居を新築する際、適地を探していたところ、両親が高齢で農地の維持管理が困難となっており、本農地を使用するために本申請に及びました。計画によりますと、住宅の建設となっております。雨水につきましては西側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地はございません。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、融資の確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明します。位置図の方も5-4ページの方をご覧ください。申請地は橋本市隅田町垂井・・・。位置は隅田小学校から北東へ約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目、現況ともに田となっております。借り人は市内で測量設計を行う法人です。このたび事業拡大を図るために新規採用者の駐車場及び会社で使用する車両の駐車場が必要となり適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が困

難となった所有者と交渉し、本申請に至りました。計画によりますと、貸駐車場の建設となっております。排水につきましてはテナントの排水路を経由して西側道路側溝に排水いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書及び紀ノ川用水土地改良区の意見書が添付されております。また、この土地について、・・・により地役権が設定されておりました、・・・より農地転用に係る同意書が添付されております。隣接する農地につきまして2筆ございますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類が添付されています。

続きまして、整理番号5番の案件について説明いたします。位置図の方も5-5ページの方をご覧ください。整理番号5番の申請地は橋本市柏原・・・及び・・・となります。位置は西部小学校より東へ約・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目、現況ともに田となっております。申請者は市内在住の個人で、住居を新築する際、適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が困難となった所有者と交渉し、本申請に及びました。計画によりますと、住宅の建設となっております。排水につきましては東側道路側溝に排水いたします。汚水等につきましても下水管に接続し使用いたします。このことについて、地元水利組合の同意書及び紀ノ川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類等が添付されています。

続きまして、整理番号6番の案件について説明します。議案書の方の5-2ページ、位置図につきましても5-6ページの方をご確認ください。申請地は橋本市隅田町山内・・・。位置はあやの台小学校より北西へ約・・・mの場所にある第2種農地で、登記簿地目、現況ともに田となっております。申請者は大阪狭山市に在住する個人で、収益増加を目的とした太陽光発電を考えており適地を探していたところ、日当たりがよく発電効率が十分期待できる本土地を見つけて所有者と交渉したところ、所有者が勤務先での業務が多忙で農地の維持管理が困難となっており、本申請へと及びました。計画によりますと、太陽光パネル350枚、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電設備

となっております。本申請につきましては、発電出力が50kW未満であり、FIT法の認定も受けております。雨水につきましては隣接する水路へと放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は6筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類等が添付されています。

続きまして、整理番号7番についてご説明します。位置図につきましても、5-7のページをご確認ください。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・。位置は下兵庫駅より西に・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。この土地につきましては、4条申請の方の整理番号3番、4番のまた隣接地となっております。申請者につきましては、整理番号6番と同じ方になりまして、大阪狭山市に在住している個人で、太陽光パネルを設置することを目的としておりまして、また所有者と交渉したところ、遠方に居住しており、また、高齢で農地の維持管理が困難となっていることから本申請に至りました。計画によりますと、太陽光パネル379枚、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電設備を設置いたします。雨水につきましては隣接する水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は8筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類等が添付されております。

最後に、整理番号8番の案件についてご説明します。位置図につきましては5-8の欄をお願いいたします。申請地は橋本市隅田町下兵庫・・・及び・・・。位置につきましては、先ほどの整理番号7番の土地の南隣の土地となっております。この8番につきましても、整理番号6番、7番と同一の者が申請しており、太陽光発電を考えておりまして所有者と交渉したところ、遠方に居住しており、また、高齢で農地の維持管理が困難となっていることから、本申請に至りました。計画によりますと、太陽光パネル350枚、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。雨水につきましては隣接する水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同

意書が添付されております。隣接する農地は7筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高確認書類等が添付されています。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 田中（里）委員

6番田中です。今の事務局の説明では、隣接所有者の代表が中野さんと言われてました。だから、同意書はないようです。でも、私としては、隣接所有者が10人持ちということになっているので、何人かの同意書をももらった方がいいのではないかと考えました。以上です。

・ 議 長

案件の2。

・ 廣田委員

5番の廣田です。この案件、旧学文路村に3台のだんじりがありまして、学文路と南馬場がそれぞれの区単独で持っておりますが、今回申請されるだんじりは5つの区で持っております、清水の小学校へ置かせてもらってございましたんですが、いつまでもそんなわけにいかへんやろということで、今回の申請に至りました。現場については、萱野推進委員さんが立ち会いをしてくれておりますので、その方から説明していただきます。よろしく申し上げます。

・ 萱野推進委員

推進委員の萱野です。今、廣田さんが説明したとおりであります、清水区につきましては今現在、小学校というところでお借

りしとるんですが、今までの平成でいいますと、転々と変わっておるといふことと、だんじりの高さが3m50ぐらいありますので、なかなかそれを収納する物件がないということで、かなり清水区については今まで何年という歴史の中で聞けておったということですが、一応、・・・さんが清水区へこれ譲渡ということになるんだらうと思えますけども、清水の区の財産ということで、管理はだんじりの愛好会の人がするということになると思えますが、そんな事情もありますので、だんじり収納場所も聞けておりますので、大変ええことではないかなというふうに思います。以上です。

・議 長

続き、案件3。

・大西（正）委員

恋野の大西です。譲受人の・・・さんというのは・・・さんの嫁いだ娘ということで、親子関係になります。それで、近く、土地はもう親の土地と隣接していて、娘さんの方もこれからの生活、親御さんとも相談とか、子どもさんができた時に親の相談していただくとか、そういう居宅設計業務も必要ということがあったようです。・・・さんの方もまた近くに来てもらったら、今後、将来的に農業のほうも手伝ってもらえるということの、双方問題ないようです。行政書士さんの方にも確認をしまして、特に必要書類も添付されておるし、先ほど事務局の説明もありましたけども、特に問題はありません。以上です。

・議 長

続きまして、案件4。

・田中（一）委員

7番の田中ですが、事務局の説明のとおりでございまして、問題はないと私も判断しております。以上です。

・議 長

続きまして、案件5。

・岡本委員

9番岡本です。・・・さんとはここに3枚土地持ってまして、その下が・・・のその周辺なんですけど、上2枚と下3枚とも耕作せずに放りっぱなしとったということで、今回たまたま・・・さんという人が、これは遠隔地の人やったんですが、こちらに勤務して農業をしております、定住地としてここを定めたいということで、特に問題なしということでございます。

・議 長

次は案件の6、7、8は一緒やな。隅田地区やな。

・田中（一）委員

事務局のとおりでございまして、別に現場も見て、推進委員の方と見せてもらったんですが、今のところ問題ないと判断しております。以上です。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質問される方はご発言願います。

・廣田委員

5番の廣田ですが、1番の案件ですが、ちょっとうまいことよう聞かんなんですけど、農業委員さんは、事務局はこうやと言いましたが、私はそうと違うと思うんですけどということでしたんですけど、どんなことでしたんですの。

・田中（里）委員

今の隣接の場所が10人持ちの土地になってるんです、昔からの。

・廣田委員

10人って、10名が持つとる。

・田中（里）委員

そうです。10名です。そやから、隣接同意書をもらうのを、何人かもらったらいいん違うんかなと思ったんですけど、もう1人でいいというんなら、もうそれでいいんですけど。

- ・ 廣田委員
 隣接同意がないという。
- ・ 田中（里）委員
 なかったんです。代表1名でいいんですか。
- ・ 廣田委員
 いやいや、それがようわからんのです、どんなことやったんか。
- ・ 議 長
 そこら、事務局、法的にはどないなっとるん。
- ・ 事務局
 こちらのにつきまして、県の方に確認とったんですけれども、法的には、隣接同意につきましては代表者1名の同意があれば大丈夫というふうに確認しております、今回、申請者の譲渡人さんが今回の代表者の1人だったので、今回の同意につきましては判なしで大丈夫というふうには確認をとっております。
- ・ 廣田委員
 その代表者というのは、どないして決めた代表者ですんで。
- ・ 事務局
 実際に本人さんの方にも確認したところ、こちらの農地を実際に管理しておるのが申請者ということで、そちらの方、実際に一番近く管理しておる者が、本人さんからの申し出という形にはなるんですが、そこで本人さんの申し出と、あと、今回、間に入ってくださいました行政書士さんの方とに確認とって、それで判断をさせてもらいました。
- ・ 委員
 所有者は10人？
- ・ 事務局
 そうですね。相続の関係で共有名義の持ち分が10名おられて、ただ、その10名さんにつきましても、今現在、市外の方であったり、高齢でまた亡くなられて、さらに次の方になっている

方もおられるかなとは思いますが。

- 委員
5条申請ですので、一応売買で。
- 事務局
そうです。
- 委員
隣接地は？
- 事務局
今回、隣接地の分の同意なので、一応売買にはなるんですけども、今回、申請地につきましては申請者お1人の名義になっております。
- 委員
それは、仮に土地を売ったら、お金入ってきますでしょう。そうしたら、共有されている方々は。
- 事務局
そちらの方は、隣接地が10名持ちということなので。
- 委員
ああ。代表の方だけが隣接の方はOKという形。
- 事務局
そうです。
- 委員
それについて、その方のやっぱり同意いうか、事前に代表だけではなくて、持っておられる方の何人かの同意もあつたらいいんじゃないかという話ですか。
- 田中（里）委員
はい。

- 委員
その辺のところはどうされたんですか、事務局は。全く相談せずに。
- 事務局
そこまで。
- 委員
今の話やったら、司法書士が入ったやろう。
- 事務局
行政書士さん。
- 委員
司法書士の判断、大分あるんちゃうん。
- 事務局
行政書士さんの方も入っておると、実際にどこまで確認されたか、ちょっとまた確認したいかなと思う。何人かの方には確認はとってるとは、行政書士さんに口頭では確認はしておるんですけど、実際この土地自体が災害で今は作られてなくて、実際に崩落する危険があるので、工事が必要となってくるということで、そこで、その件につきましては、その必要性はあるというふうには説明はしてくださっているというふうには聞いておるんですけども、同意書までもらうところまでは行ってはない状態にはなっております。
- 廣田委員
地域の農業委員さんが、私はおかしいように思うとると言うところじゃさかいに、ちゃんと地域の農業委員さんに説明して、それやったら仕方がないですよというようにしとかなあかんのと違いますの。さっきからの話ですと、事務局はこない言うところけども、私はこない思うてますんやって、事務局の思うとおりに私は思うてないという感じなんです。そやから、その地域から出とる農業委員さんがそない思うてないと言うとんのに、それでええんだというのもおかしいので、地域の農業委員さんに、実はこうですよという説明をきちっとしておくべきだと私は思いますが、どうで

しょうか。

- ・ 議 長
どうぞ。

- ・ 池田会長職務代理

この案件は田中委員さんからうちへも相談来て、事務局の方へも、10人持ちの土地であって、これ確認というのをせんでええんかなと言うて、田中さん自身も地権者でという中で、どれ位間に入ってる方が確認とられてるかも不明確な状態ですし、それから、県へ問い合わせますと言うた後、田中さんの方へは報告は。

- ・ 田中（里）委員

報告はくれました。でも、県は1人と言うたとは聞いたんですけど、じゃ、こっちの事務局はどうなんですかと聞いたら、それはまだ聞かれてないと言うたんで、もうそのままに私もその確認はしてないんですけど。

- ・ 池田会長職務代理

地権者である田中さん自体が確認も、行政書士さんって言うたな、間に入られた方は確認をしてないというのも事実なので、行政書士さんがどれ位の確認を努力されたかというのも必要なと違うんかなというのは思うんですけども。確認はとられてますか。

- ・ 事務局

行政書士さんの方にもこれからまた確認をとるところまで、もっと詳しい状況を確認したいと思います。今現在はここまでの確認しかとれてはいません。

- ・ 議 長
はい。

- ・ 田中（里）委員

そしたら、県は隣接同意書というのは1人でいいと言ったら、橋本市も1人ということですか。

- ・ 事務局

はい。一応、橋本市も県と同じ意見であると、代表してあればいいかなとは判断しております。

・田中（里）委員
そうですか。

・議 長
どうぞ、先生。

・大西（敏）委員
あくまで同意書に、同意書言うたらおかしいですけど、代表の方が一応了解というふうなことをおっしゃっても、10人の共有地ですので、その中の調整がうまくいっているのかいっていないのか。確かに県の方なり市のサイドは、結果として、別に10人すべて名前がでなくて、代表の方でいいですよという、そういう事務手続だとは思いますが、ただ、ある程度調整された方が、事前にね。もし後々問題が出た時に、今度、代表の方が四苦八苦されることになりますから。

・議 長
はい。

・ 委員
さっき、10人おるけども亡くなられた人もおるって説明あったと思うんですけど、相続の場合は子どもさんおったら全部縦に行きますので、全部10人は権利が出てきます、孫でもひ孫でも。縦の筋は絶対行きますので。死んださかいにそれで終わりということではないと思いますので。そういう権利の問題としては。

・議 長
はい。

・事務局
補足説明させていただきます。なぜ隣接農地の同意が必要かといいますが、当然そこは農地転用の1つの観点でもありますけれども、許可の要件でもありますけれども、周辺の農地の営農に支障があるかどうかというところを担保するために隣接する農家の

方の同意を得るわけであって、だから、共有者が10人おるとか20人おるから全員にもらわなあかんというわけではなくて、実際その農地を管理されている方、もしくは耕作されている方から同意をもらおうというのが今までのやり方です。

ですので、もう亡くなられた方、遠方に居住されている方にまで同意を求める、しかも隣接の農地で、その農地を何かするわけではなくて、だから、うちの農業委員会が、うちの農地に影響ないから構えへんよというような同意をもらえればそれでいいのかなと事務局の方は考えております。以上です。

・ 議 長

ほかにないですか。

.....

・ 議 長

要するに、今、事務局言うたように、同意というのは、その者が建物とか転用した時に、農業経営に直接影響あるかどうかというのが一番問題になるのであって、そこな辺の議論をせんことにはあかんで。ほかの、今言うた事務局の説明のとおりでございますので、農地法の同意というのは。この間も農地法の研修会あった時に、同意に注意するとこ10項目ほどあったですけども、そういうところにもちゃんと農業経営に影響があるかどうか判断をしてくださいよということで、そして、隣接の同意とか農地の同意とか、あるいは水利組合の水路の同意とか、そういうのについては、農地法、ご存じかと思えますけども、許可するための絶対条件になってないということを皆さん頭の中に入れてください。それで、同意を求めて裁判で皆負けてます。農地法に一個もそういうことわかれてないということで。だから、農地に影響あるかどうかというのも主眼に考えて行動をしてほしいなというふうに思います。

どうぞ。

・ 廣田委員

5番廣田委員です。私が言うとするのは、難しいこと言うとするんじゃないんです。地域の農業委員さんがおかしいと言うとする、同意せんままに、この案件を通すのはおかしいと違うんですかと

いうことを言うとするわけです。地域の農業委員さん、地域から選ばれた農業委員さんは地域から選ばれたんやさかいに、その方が私はおかしいですよと言うのに、ほんなんはもうこうやったからと、やっぱり農業委員さんも納得しましたという中で、同意しましたからというていくのがいいんとちゃうんやろかと思うんですが。

・議 長

そういう意見もありますし。
先生。

・大西（敏）委員

確かに法律上は事務局がおっしゃってるとおりなんですけど、やはり地元で、農業委員さんも含めて、推進委員さんも責任を負って仕事されてますので、やっぱりその辺のところはできるだけクリアできるように、事前にやっぱり。

・議 長

もうちょっと調べるということが必要かもわからへんけどな。経過措置を取り入れながらいくということも大事かもわからん。

・大西（敏）委員

法的には確かに水利組合の同意書とかある必要はないというのはそのとおりなんです。だけど、やっぱり周りの方が営農されてまして、仮に地権者が複数おられたら、ある程度調整されてた方が、農業委員さんも自信を持ってこの転用はOKだよと言えろと思います。

・議 長

これは一旦この辺にしといて、ほかに質疑はありませんか。

・岡本委員

9番の岡本です。ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、教えていただきたいんですけど、太陽光パネルの件で、2号議案のところと3号議案で両方出て、片方は地主がそのまま作ると、それから片方は転売して太陽光パネル作ると、こういうことなんですけど、大体、太陽光パネルの耐用年数と、耐用年数が終わ

った後の問題というのは、周辺に、第2種農地ですからあるんですけども、その辺はどう考えたらいいんですか。そういうことは農業委員としては全く知らんでええと。そこら辺はどのように農政の方としても考えておるんですか。

・ 議 長

わからんよな、将来的なあれについては。現時点の状態をとらまえんことには。

・ 委員

県の何か指針とか説明で市も受けとるんちゃうかなと思うんやけど。県の考え方はどうなんですか。

・ 議 長

パネルの後やな。

・ 事務局

太陽光パネルに関しましては、出力が50kW以上のもの、超えるものにつきましては、県の太陽光の条例設置されておまして、その許可を受けないと事業ができないという形になっております。

今回のケース、設置者も違うし事業者も違うという中で、49.5kWという出力で複数してるというような状況、FIT法、環境省の認定もそうになっておりますので、市への届出だけで太陽光の方はできてしまうという、そういう状況になってきております。以上です。

・ 委員

その件で、多分これ全部49.5って今までの過去も全部49.5でしょう。ということは、これ面積見たら、もっと枚数増やせるんちゃうかという懸念も。市の指針で50を超えたらあかんで、49.5にしとけよというふうなことで、面積があっても余らせて、これ全部49.5。そういう指針なのか。それとも、業者も県へ行くのは大変やさかいに、この橋本だけでいくんやったら49.5におさめますという、その辺のところはどないなっとるんですか。

・ 議 長

そこら辺は。

・事務局

指針というのは、農政としての指針ということですか。

・委員

これ全部49.5やさかい、今の説明やったら50を超えたら県の許可要るやん。これやったら市だけでいけるんやろ、申請だけで。

・事務局

市への届出だけで太陽光側は大丈夫です。あとは、農地に影響があるかどうかという農地転用の話になってくると。

・委員

それはわかるんやけど、今までの過去から全部49.5やん。面積、そんなきっちり49.5にきちっと合うんと違うで。そやから、余ってでももう49.5に抑えておこかというふうにしとるんかという。もっともっと、400までいけるのに350にしたり。

・事務局

事業計画の開始の方法ですね。

・議長

業者というのは結局そないするのや。
はい。

・委員

今の意見と同じように、この場所で4件出てくるんですね。隣接、隣接ばかりで、名前がいろいろ変わっているんやけども、もう同じ土地ばかりですね、これ。先ほど言われてた
を何で太陽光パネル1件としてあげないんですか。今言われるように、50以下に抑えるために4件にして届出を出されてるんじゃないんですか。大きな、この一角を全部これ出されたらいいことなのに、7枚、8枚と全部同じ格好ですよ。

・議長

はい。

・事務局

補足説明させていただきます。大西委員ほか、その他の委員も懸念を抱いているところは事務局の方も同じでございまして、この申請につきましては、2カ月前から、いや、もっと前やったか、から相談を受けております。

ただ、事務局の方もそのような懸念を抱いておりましたので、当然、県の方に照会かけて、県の方から土地の所有者が、譲り渡す方、貸す方が一緒であれば同一案件、足し算して50kW以上と見ることもあるというような回答をいただいたので、業者の方にお話をいたしまして、伊都振興局健康福祉部、太陽光条例を管轄しているところに業者さんに相談に行くように指導をいたしまして、県が一月かけて審査をいたしました結果、県の方から県の太陽光条例の規制にはかからないという回答をいただいた次第ですので、今回はすべて同じ場所ではありますが、別々の案件ということで申請を受理しております。以上です。

・委員

何か計画的に。名前はいろいろ変わってるけども、されているような感じですね。

・岡本委員

これ後で問題起きた時は市が責任持つんですか。これの整理ができひんことあったり、耐用年数来た後。

・議長

この業者。事業者。

・岡本委員

事業者にやってもらうのは、市ですか農業委員なんですか、それ許可したとこなんですか。どこにあるんですか。

・議長

やってもらうというのは。

・岡本委員

耐用年数過ぎて。

・議 長

トラブル起こった時もこれ、申請者がちゃんと手当をするということ。申請者が全部やっぱり責任持たなあかんことになってるから。

・岡本委員

それはわかります。その指導は市の方でやってもらえるんですか。

・議 長

それは行政が、建てた物については行政が結局指導するということになる。

・岡本委員

行政のどこの部署が当たるんですか。

・議 長

太陽光の場合はどこ。生活環境か。

・事務局

何が問題になるかが問題やと思うんです。例えば、10年、20年たって、不法投棄やと。そのままにしてどこかに逃げてもうたど。やったら産業廃棄物の不法投棄という、こういう話になってくるので、それですと県の管轄、県が指導を行う。例えば、それが排水路とかこういうふうなことを農業委員会に届け出て、申請をして周辺農地影響ないわと言うてやったけども、実際やってみたら水路があふれまくつとると、そういうふうに関しては虚偽の申請ということで、それこそ農業上問題あったんちゃうんかというような話で、それこそ農業委員会からの指導。その起こった事由によって指導の方法は変わるというふうに考えております。

・岡本委員

農業委員会から指導というよりも、これはもう農地じゃないのに、農業委員会からいつまでもくっついてくるんですか。それが10年、20年後であったとしても、その時にやった人がこの委

員やってなかったら、そんなんわからんとか知らんで済んでしま
う。このやり方は一番問題を今後に残すんじゃないですか。やっ
ぱり1つのセクションがきちんと。受け付けはもう市の農業委員
の方で受け付けして、今、その時になってる農業委員と協議して
対応策を考えると、やっぱりその辺ははっきりしといてもらわ
ないと、農業委員がやるというのはどういうことですか、それと、
市も入ってという意味ですか。それとも、こっち側のメンバーだ
けでやれということですか。

・事務局

当然、その時の農業委員会、農地の、農業上の理由で当時の許
可がおかしかったということで問題になるのであれば、その時、
問題になった時の農業委員会及び事務局が判断をして指導してい
くというような話になると思います。

・岡本委員

そういう議事録というのはちゃんと残してもらわないと、皆さ
ん方も部署が変わってるかもわからんし、年数がたてば定年にな
ってるかわからんので。誰もおらんようになった時に文書がなか
ったら、裁判しても何しても負けになりますので。その辺の文書
はやっぱりきちっと残していただきたいと思います。

・事務局

議事録は残ります。

・議 長

太陽光についてはいろいろの議論出てますけど、わし1個教え
てほしいのは、清水区の土地取得するんやけど、これ地縁団体の
承認、確認してますか。

・廣田委員

してます。書類も付いてます。

・議 長

付いとるの。ほしたら結構です。

それと、6、7、8の案件の・・・さんという人、個人でこん
だけ太陽光パネルやるんやけど、これは何してる人。個人で何か

商売か何かやってんか。何しよる人、これ。個人でこんだけやれるというのは。かなり金も要ると思うし。

・事務局

申請書では無職というふうになっております。

・議長

結局、無職やけども、金は持ってはんねんな。

・事務局

それは、それぞれの証明書が添付されてます。

・議長

田中さん、どうぞ。

・田中（一）委員

この太陽光パネルの・・・さんを僕も気にしてて、電話で長々と状況を突きとめたんですけど、やっぱりどこからかお金が流れ込んできとるみたい。どこからかお金流れとるみたい。だから、それをそこまであんたに話せんなんかっていう、電話でそこまで行ったんです。

・議長

それはもう個人情報だから。

・田中（一）委員

だから、向こうもそこまで話せんなんことないやろということで、電話のやりとりやったんですけど、金の流れはすごいみたい。

・議長

資金調達ちゃんとできとるというんやから、それはもうそれで実現可能やさかいに、それはもうそれでええんでけど、何をしとる人かなと思うて、これちょっと気になったんで。普通やったら会社とか、さっきやったら測量事務所とかそんなん出てくるやろ。その辺がちょっと気になったんで。

先生、どうぞ。

・大西（敏）委員

もう一つ教えてほしいんですけど、5条申請はあくまで農業委員会が県に進達して、許可権者は知事なんです。市ではなく知事。だから、許可を出した知事もやっぱり責任を負うということになりますよね。農業委員会である程度、事前にチェックをしたり、
チェックをしたその結果、知事が最終許可出した時に、もし問題起こった時に、当然、県もそれにかかわるということですね。

・事務局

そうです。橋本市の農業委員会で許可相当とする前に、当然、事務局と県の担当、事務をしている人間とは協議をします。その中でやっぱり、県としてもその時点で許可相当かどうかというのを事務局レベルでは判断をして、橋本市はそれをもってこういうことをさせていただく。進達をした結果、最後、県が許可をおろすという形になってますので、当然、許可権者は県ですので、そういう形になります。

・議長

一応、太陽光とかその辺についていいんですけど、1番の案件の隣接同意のことについて戻りますけども、そういう代表者1人でええということですけども、この辺のところは農業委員会としてはどんなような格好にしますか。もう少し調査して経過を見た中で進達あげていく、あるいは、もうこのままそういうことであげていくとか、2つの方法があると思うんですけども、皆さん、意見を聞かせてください。

・廣田委員

5番の廣田です。私は地域の農業委員さんが事務局あっちこっち調べてくれて、それでいいと言うのであったらいいですよって言われるのか、いやいや、絶対皆もうてもらわなあかんという言われるのか、地域の農業委員さんの意向を聞く。それによって決めていただいたら。

・議長

そういう意見。ほかに意見ありませんか。

じゃないのかなと僕は思うんですけども。

・議 長

そういう意見もありまして。

・ 委員

これは廣田さんもおっしゃってましたけど、田中農業委員さん納得していただくように、今回は保留ということで、十分また相談していただいたらどうですやろ、事務局と。農業委員さんが納得される方向でしてもらったらと思うんですけど。

・議 長

局長、どうぞ。

・事務局

5分間だけ休憩とらせていただいてよろしいですか。

・議 長

はい。ほしたら、暫時、5分間だけ休憩しましょう。

(休 憩)

・議 長

それでは、休憩以前に戻って、会議を続けます。
事務局、どうぞ。

・事務局

まず、議案第3号、紀見1番についての件で、皆さん方からご意見をいただいております。特に田中委員さんにつきましては、あらかじめ事務局に問いかけをしていただいたのにもかかわらず、本日、田中委員さんに説明をせず、事務局としての方針を説明せずして今日を迎えて、委員会の中で先ほど来のご意見をいただいたところ です。

事務局として、県に問い合わせをし、なおかつ市の農業委員会としての考えをきっちり伝えずに、田中さんへの説明不足があったということを認識しておりますので、そこについてはおわびしたいと思います。その内容につきましては、改めて三浦の方か

ら説明をさせていただきます。

・議 長
どうぞ。

・事務局

そうしたら、私の方から、ちょっと説明不足、足らずのところがあったと思いますので、もう一度、市の認識ということでご説明をさせていただきますと思います。

県との会話の中では1名でいいというようなことやったんですけども、実際、ほしたら、隣接者として何を確認をしてもらっているのかということが問題になってくると思います。今回の話は、この今回の5条転用をして、隣接者の農地を作ってる人に農業上の問題があるんかということを確認しなくちゃいけないという確認事項だったと認識しております。

その中でたまたま、今回、隣接者の農地が、申請者、それから作っている人が、管理してる人が1名やったと。たまたま1名やったと。これが例えば、管理してる人が3名おったら、恐らくその3名に対して同意を求めらなあかんという形になってくると思います。今回のケースは、隣接地管理している人が1名やった、この人が一番わかるであろう、だから1名に確認させていただいたというのが、その1名ということです。ただ1名というわけではないんです。

市としての判断としては、隣接の農地を作ってる人、管理している人、この人の意見を聞いて、農業上の問題がないかどうか、これを確認すべきやという方針の中で、たまたま今回1人やった中野さんに確認をしたところ、問題ないということだったので、5条の農地転用に関して問題でないであろうということで提案をさせていただいているということです。重ねておわびになりますが、事前にそういうお話をしなかったと。県がそない言うてるんでということで済んでたと。市の方針を示してなかったことにつきましてはおわび申し上げたいと思います。内容的には、市の方針はそういうこととございます。以上です。

・議 長

今、事務局の方から、説明不足やったということと、県の方針と市の方針は違うんですよという、立ち位置がそういうことと

ということで、今、説明あったわけですが、田中委員さん、今の説明でええですか。

・田中（里）委員

はい。

・議 長

それでは、質疑を打ち切りまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第4号 非農地証明願について説明いたします。議案書の非-1ページをご覧ください。

整理番号1番について説明いたします。申請地は橋本市東家・・・、台帳地目は畑、現況は公衆用道路となっております。申請地につきまして、昭和46年頃から周辺住民が里道として利用しており、その後、舗装されて現在に至っているということとなっております。

非農地証明につきまして、少し説明させていただきます。現況農地でない旨の照明は非農地証明と言われておりまして、農地法が施行される以前から農地以外になっている場合であったり、農地法が施行された27年以降、何らかの原因で非農地に転用した土地で、20年以上経過し、周囲の状況から判断して将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上、支障がないと認められる場合に、所有者が申し出た場合、証明を発行するものとなっております。

本土地につきましては、昭和46年頃から変わっているということかなと思いましたので、証明を発行できるかなと思われま

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

説明が終わりました。担当の委員で追加説明。

・ 木下委員

2番木下です。現場確認行きましたところ、舗装されて、もうこれは農地としてはないという現状です。以上です。

・ 議 長

質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 岡本委員

岡本です。地籍調査はこの辺は何年頃されてるんですか。その時にもう既に道路になっておりましたか。

・ 委員

事務局の方、どうですか。

・ 事務局

こちらの土地になるんですけれども、今回、本来は・・・番という1つの土地であったんですけれども、こちら分筆いたしました、農地の中に、分筆したのは4月5日に分筆して・・・という場所が今回からできておまして、こちらについて、当時、この31年4月までは・・・の土地の中に農業用道路というような扱いで、農地として扱っていた形になっています。このたびこの土地を、この道路部分を分筆した関係で、このたび畑として分筆した関係で、今回、この土地については農地ではない旨の証明願が出された経緯にはなっております。

・ 議 長

ほかにありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第4号 非農地証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1、基-2ページをご覧ください。農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧になります。今月からシステムの方が出力が変わりまして、上半分が新規の分、下の分が再設定ということで継続の分になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。それでは、左端の整理番号11番から18-2番まで10件ですが、代表して整理番号11番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。
利用権を設定する土地は橋本市隅田町芋生字小嶋・・・です。現況地目は畑で、面積は・・・㎡。利用権の種類は賃貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は約2年、終期は令和3年4月30日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・㎡、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で18筆、合計1・・・㎡であり、田が17筆・・・㎡、畑が1筆・・・㎡となっております。また、新規の利用権設定が9筆・・・㎡、継続が9筆・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。

どうぞ。

・田中（里）委員

6番田中です。・・・さんという方、ありませんでしたか。・・・さんと・・・と・・・さんってなかったですか。

・事務局

今、田中委員がおっしゃっているとおり、・・・さんの1件があったんですけども、相続登記が完了されておらず、法定相続分の2分の1以上の、いうたら申請者の署名がなかったので、一旦取り下げて、来月、その点確認して再度申請いただけるというふうに伺っております。一旦保留になっております。

・田中（里）委員

わかりました。

・議長

ほかに質疑ないですか。
どうぞ。

・廣田委員

5番の廣田です。質疑と違うんですが、事務局にお尋ねしたいんですが、15番目の、前回は質問、会長からありましたんですが、・・・さんという方、7反近うを2人でやっておりまして、新規参入で・・・歳、作業日数350日やということで、毎回これ出てくるんですが、もうお前やめとけよというわけにもいかんし、さりとて、周りでは、ええんかいなと心配しておりますし、私はどないしたらよろしいんですのやろ。言うて耳、聞くけども、彼ら、おい、ちょっと危ないぞと言う時に、わしら見に行つてこい言うたら見に行きますけども、感じたことはどこへ言うたらよろしいんですのやろ。

・事務局

・・・さんにつきましては、今、新規就農者ということで橋本市の方で登録されている方です。なので、農地を借りることに關しては当然、農業委員会さんが動いていただいてということになるんですが、指導關係につきましては県と橋本市で、できてない

ことに関しては、毎年その人の圃場を回って、できてないやんかというような指導を行っているような状況になっております。

・・・さんにつきましては、なぜこういうたくさん持ってるかという、当然、新規就農者というのは国から年間150万という給付金をもらっている関係で、計画を出しております。この計画に書いた5年後の目標の面積というのにまだ達してないので、まだ借りることにに関して、こちらとして止めてないというような状況になっております。

ただ、管理に関して問題が出てきた場合には、農業委員会とか農林振興課の方に情報提供していただきましたら、指導に併せてそういう指導もさせていただきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

・・・さんというのはもう1人、・・・さんという方と一緒に新規就農ではやってる経緯もありましたので、あと、くにぎ広場という法人とともにやっているということがありましたので、今はまだちょっと指導の域に達してないということで、借りることにに関して、そのまま見過ごしているというようなイメージになっております。以上です。

・ 議 長

廣田委員さん、それでええですか。

・ 廣田委員

わかりました。わかりましたけど、要は、・・・円もらうために土地を借ってもええわという話ですか。

・ 事務局

計画上、年間・・・円の所得を得るための計画を、5年間の計画を立てらなあかんという中で、この人は野菜中心にしていくということやったので、そういう計画になっておると、そういうような状況になっております。

・ 廣田委員

推進委員さんも現地見ていただいたら、丁寧に野菜やらは作っとするらしいんですが、柿も作っとなりますが、柿はどうも下手くそというか、枯れてしまって周りに迷惑をかけるとというようなことも聞いておりますので、もし何か機会ありましたら、こんなこ

と言うとる人もおったでと言うて、ちょっと助言していただいたらありがたいと思います。お願いしておきます。

・事務局

わかりました。

・ 委員

その件に関して。作られとることは私も見て、ですけども、私の私見ですけども、そんなにお金になってないという気はするんです。作っとるけども、ちゃんと販売してという、その辺の項目、例えば、柿何反ある、畑で何作っとる、何ぼ作っとるという項目あると思う。平均的に1反これ作ったら大体この位できるという可処分所得、あるいは総売り上げ。例えば豆を作ったら50万位とかという、その項目があって、ほして、販売がどうよということまで見たらんと、ただ、その・・・もらうのに、この7反作ってもまだ国からの試算ではそれではあかんと、1町作れという、それは机上の空論ではそれいけるんよ。1町作ったら、単位・・・あったら・・・あると。それは机の上ではできるんよ。だから、その辺まで見たらんと、多分、5年たったら、ほんまにそれでその・・・もらわんでもいけるのかどうかというのは見たらんと。そこまでの指導要と思う。ただ、ぱっとなぶらせていったって税金の無駄使いやさかい、そこまでちゃんと一人前にしたろうという、その根底もなかったら、絶対俺はあかんと思う。この次が続いていかんと、これだけ農業人口が減って、IターンなりUターンなりなかったらあかんと言うとるんで。ただ、こういう5年間ということで、・・・かけて・・・のやったら、後も全部。

・事務局

ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。ただ単に計画5年間作ったら・・・あげてるというわけではございませんでして、毎年、本人さんの確定申告というのを当然いただいています。それに対する、当然、計画との突き合わせ、できてないんやな、あんまり売れてないんやなというのは、市はこれはもう把握しております。

その上で、5年間、実はもらえるんですけど、3年目で中間審査というのが実はございます。これは県も入って、すべて指導するようなイメージで、当然それがもうあかんとなったら、残念

ながら打ち切りというような、ちょっと厳しいような制度になっているので、僕らとしては、当然、新規就農者として認定した限りは、ちゃんと5年間受けて、ちょっとでも早く一人前になってもらわなあかんという中で指導を行っておるとというようなイメージになっていまして、実質的に、金額的には言えないんですけど、委員おっしゃるとおり、まだちょっと所得のところでは苦勞されているというのは、今のところ現実でございます。以上です。

- ・ 廣田委員

若い新規就農者でありますので、大事に育ててあげたいというのだけお願いします。

- ・ 委員

関連でお願いしたいんですけど、柏原でも今、1人、県から言われて講習に来ったんですけど、ことしから、みんなに土地借りて作り始めとるんですけども、闇貸借はあかんということなんですけども、まだここにもあがってきてないんですけども、そういうことはどこが指導するんですか。

- ・ 議長

公的機関を通さんと、口約束だけでやっ取るというやつやろ。

- ・ 池田会長職務代理

いや、あれはまだ研修中なんで、借りれない。

- ・ 委員

そやから、どの時点で。

- ・ 池田会長職務代理

研修が終わった時点で申請を出してこんど、県が事前に許可はならないと思うんですけど、違いますか。

- ・ 議長

どうぞ。

- ・ 事務局

そうですね。研修期間というのはあくまで、そこは誰か教えて

もらいながら作ってるということで、本申請としてはまだ借りてないという認識でいてます。なので、当然、新規就農ということで就農日というのを確定しなくちゃいけないので、それに際してはきっちりと農業委員会を通させていただくということで、それも県とも連携しながら、闇小作にならないようには管理はさせていただいておるようなイメージになっております。

- 委員

そしたら、そういうことは、そこまで、研修期間終わるまでは、農業委員は全く知らんでいいということですね。

- 事務局

そういうことです。

- 議長

それでは、質疑を打ち切ります。

では、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決します。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- 議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題とします。事務局より説明願います。

- 事務局

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）、申しわけございません、議案書第6号、ページ中-3になるんですけども、こちらの利用権の種類の方に間違いがございましたので、訂正の方をお願いいたします。件数は2件で3筆あるんですけども、すべて使用貸借です。賃貸借となっておりますので、こちらの方を使用貸借と訂正をお願いいたします。

それでは、議案書、次のページ、中－１、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧（農地中間管理事業分）をご覧ください。左端の整理番号３番から４番まで２件ですが、代表して整理番号３番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は…。利用権を設定する土地は橋本市出塔字深ヶ谷・・・、・・・となっております。現況地目は畑で、面積は合計・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は５年で、終期は令和６年５月３１日となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で３筆、新規の利用権設定となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。現在のところ受け手農家はまだ確定しておりませんので、決定された段階で農業委員会でも報告の方をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。質疑ありませんか。

・ 委員

もう３番の方はこれさえ通ればすぐ、耕作する人は決まっとるようでございます。

・ 議 長

はい。ほかに質疑される方ありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。では、議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 説明いたします。議案書につきましては、納-1 ページをご覧ください。今回申請があったのは1件となっております。

整理番号1番について説明いたします。申請者は橋本市柱本・・・の・・・氏となっております。対象の土地は光陽台・・・及び・・・及び・・・の3筆、合計・・・㎡となっております。この土地につきましては、父の・・・氏より平成24年7月3日に相続が開始しております。今回の納税猶予に関する適格者証明につきましては、本来、納税猶予に関しましては、国の方に納税猶予を受けるために20年間農業経営を継続した場合、納税猶予を受けることが可能となっており、この納税猶予につきましては3年ごとに継続の届を提出する必要があります。今回の適格者証明につきましては、この3年ごとの継続届出書を提出する添付書類として必要になりますので、提出するのに必要となるものとなります。本申請につきましては、書類審査及び現地調査をした結果、証明するに相当と判断いたしましたので、これで審議の方よろしくお願ひします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で状況説明ありますか。どうぞ。

・ 委員

土井委員長と私と現地調査、光陽台について、ちょうど光陽台の北側の端の方ですけど、行ってまいりました。特に問題はありませんでした。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。では、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、その他の事項に移ります。

それでは、皆さんでその他の事項で何かご質問とかございますか。

.....

・議 長

以上をもちまして、本日提案をいたしました議案等はすべて終了いたしました。委員はじめ皆さん方には大変ご多忙の中、慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。事務局に対しては、もう少し懇切丁寧に説明をして、対応してやってほしいなという印象でございますので、よろしく願いしときます。

これをもちまして、令和元年5月の定例農業委員会を閉会いたします。ご苦労さんでした。ありがとうございました。

(午前11時21分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年5月10日

会 長 土井 清美 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩

10 番 池田 恭子 ⑩